

## 筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年4月3日

名古屋法務局筆界特定登記官

記

### 筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第86号  
対象土地 瀬戸市窯町507番1  
瀬戸市窯町507番5